

平成30年度

事務事業評価表 A (平成29年度の実績評価)

記入年月日
平成 29 年 4 月 10 日

Table with columns for 事務事業名, 事業区分, 担当, 政策体系, 予算科目, 法令根拠. Includes details for '工場立地法における特定工場の届出に関する事務' and '計画的な土地利用の推進'.

(Do) 1. 事務事業の現状把握 (その1)

Table with 2 columns: ①事務事業の概要 (事務事業の全体像) and ②担当者が行う業務の内容・やり方・手順. Includes details about '工場立地法' and '特定工場'.

Table with 5 columns: ①手段 (担当者の活動内容), ②対象 (誰、何を対象にしているのか), ③意図 (この事業によって対象をどう変えるのか), ④活動指標, ⑤対象指標, ⑥成果指標. Includes data for '届出書の受付' and '市内特定工場'.

Table with columns for (3) 投入量 (事業費) の推移. Includes sub-tables for '事業費の内訳' and '人件費'.

Table with columns for 事業費の内訳. Includes rows for '29年度事業費 実績 (千円)' and '30年度事業費 予算 (千円)'.

Table with columns for (4) 当該年度の実施内容. Includes rows for '30年度の事業内容', '31年度の事業内容', and '32年度の事業内容'. Includes a list of main activities and a right-pointing arrow.

事務事業名	工場立地法における特定工場の届出に関する事務	事務事業No.	50102000414	所属課	地域開発課
-------	------------------------	---------	-------------	-----	-------

【Do】 1. 事務事業の現状把握 (その2)

(5) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか? 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか?	
平成22年4月から、茨城県が行っていた工場立地法の届出受付事務が桜川市に移譲された。平成23年9月30日の法改正により、届出様式が簡略化された。また、24年度からの権限移譲により、市が独自に条例によって特定工場の緑地・環境施設の設定基準(準則)を定められるようになったほか、特定工場の敷地外縁地を認める際の設定基準(ガイドライン)は県が定めていたが、各市が独自に定めて運用することとなったため、H25年2月に市のガイドラインを定めた。	
(6) この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者)からどんな意見や要望が寄せられているか?	
<ul style="list-style-type: none"> 届出対象者からは届出内容の複雑さを訴える声が出ており、届出内容の更なる簡略化が望まれる。 工場立地法の成立が昭和34年と古く、現状と合わない部分もあることから、ここ数年経済産業省では法の改廃を検討している。その一環として、経産省はここ数年、緑地率や環境施設率について、地域によるある程度柔軟な緩和を認める傾向にある。 	
(7) 前回の事務事業評価に対する改革・改善の具体的内容	
改革改善を行う	工場立地法を知らない企業が多く、届出企業側への周知を続けていく必要がある。また、発信側である市役所側でも、市のホームページ上の説明や、担当者が作成した資料のわかりやすさについて改善していく。 無届状態を解消できていない工場についても、引き続き工場立地法の働きかけを続ける。

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
目的 妥当性	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか?意図することが結果に結びついているか?)
	<input checked="" type="checkbox"/> 結びついている 企業の産業活動に伴う環境悪化を防ぐことが目的であり、市の政策とは相反しない。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか?税金を投入して、達成する目的か?) (法定受託事業はその名称)
<input checked="" type="checkbox"/> 妥当である 無秩序な工場建設を規制するものであり、また法に定めのある事務事業であるため、妥当である。	
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか?成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか?何が原因で成果向上が期待できないのか?)
	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある 工場立地法の認知度の低さの影響があると思われるため、広報活動を行う。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は?)
<input checked="" type="checkbox"/> 影響有 法定事務であり、休廃止は出来ない。	
効率性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか? (市以外の取り組みも含む)) (他に手段がある場合) ⇨ 具体的な手段、事務事業名
	<input checked="" type="checkbox"/> 余地がない 22年度より県から権限委譲された事務であり、統廃合できない。
	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか?やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか?)
<input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない 事業費が無いため、削減余地は無い。	
公平性	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか?受益者負担が公平・公正になっているか?)
<input checked="" type="checkbox"/> 公正・公平である 届出は市内特定工場が対象であり、適正である。	

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性 (次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																								
①目的妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ②有効性 <input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり ③効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	⇒	工場立地法の届出は様式の多さ、内容の複雑さにより届出側企業も記入方法に戸惑い、問い合わせ、説明等に手間がかかっていた。 HPを充実させたことでアクセス数の増加と届出の提出がなされたが、少数の無届工場があると思われるため、引き続き工場立地法の周知を徹底していく。																								
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)																								
<input type="checkbox"/> 終了 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 改革改善を行う <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持		(複数回答可) <input type="checkbox"/> 目的の再設定 <input type="checkbox"/> 効率性の改善 <input type="checkbox"/> 有効性の改善 <input type="checkbox"/> 公平性の改善 <input type="checkbox"/> 統廃合ができる <input type="checkbox"/> 連携ができる																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持			×	低下			×
		コスト																								
		削減	維持	増加																						
成果	向上		○																							
	維持			×																						
	低下			×																						
工場立地法の制度内容が複雑で、企業側の担当者に理解してもらえないところがある。現在、市内に存在する特定工場の敷地の有効利用や、工場立地法における既存不適格工場の解消のために、現在行っている企業立地促進法に基づく緑地等の緩和措置が終了する際には、権限移譲により可能になった緑地・環境施設基準の緩和条例(準則条例)の制定を行う必要がある。		(6) 事務事業優先度評価結果																								
		成果優先度評価結果 コスト削減優先度評価結果																								

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 <input type="checkbox"/> A: 継続(現状維持) C: 終了、廃止、休止 <input type="checkbox"/> B: 継続(改革改善を行う) D: 2次評価へ提出	確認欄 <input type="checkbox"/>